# 地域母子保健福祉情報紙 No.270



#### 公益社団法人 母子保健推進会議

定款第1章第3条 目的(抜粋) 国及び地方自治体 関係諸団体と連携協力して 母子保健の重要性を啓発し 母性の健康を守り たかめ 心身ともに健全な児童の 出生と育成に寄与してまいります

## 子ども虐待予防の視点からの親子への支援

#### 事故でも虐待でも

### 支援が必要な親子である認識を 公益社団法人 母子保健推進会議

会長 佐藤拓代

子どもの虐待を予防し、それでも起こってしまった時には早期発見することが、親と子どもに接する方に求められています。

母子保健では、健康診査など地域で生活するすべての親子に接する機会があるので、不幸にも虐待が起こってしまったとき、どうして見つけられなかったのかと責められることも多いかと思います。報道によると、虐待の通報があって駆けつけたが「服を脱がせるタイミングがなく、(虐待の痕を)発見できなかった」という事件がありました。

これまで関わりのない人間が、突然服を脱がせるのは困難でしょう。衣服で覆われているところまで見るには親になんと言ったらいいのか、怒られてしまうの

ではないか、など躊躇したのかもしれません。また、傷を確認できたとしても、親が「階段から落ちた」など事故というかも知れず、その場で虐待と判断するのは難しいことです。

### 子どもに問題が起きて親が困って いるから助けるスタンスが重要

泣き声があり通告されたのであれば、「どこか痛いところがあるのかもしれない。調べてもらおう」といい、「親では気がつかないあざや骨折ができる病気が隠れているかもしれないので、お医者さんに診てもらいましょう」と連れ出すことができます。「子どもに何かが起こっているので親が困っていることでしょう。親を助けにきました」が受け入れてもらい易いのです。

顔見知りの地域の支援者は、より、親 を悪者扱いしないで子どもに何かが起 こっている、だからこのように子どもを



見極め指導し

佐藤拓代会長

ようとしますが、これでは、親は指摘されることから逃れようと、本当のことを打ち明けません。

### 日々変わる困りごと、親子の関係 親に共感し一緒に考える姿勢を

問題のある親子を把握しようと、詳細なアンケートを行ったり、面談からアセスメントの項目を把握しようとしても、その時点での子育ての問題に過ぎません。1日たりとも同じ日がないように、子育てにも同じ日はなく、日々パートナーや自分の親との関係、経済問題、子どもの発達への対応など、誰にでも困ることがあるという視点が重要です。この日々の困りごとへの支援は、支援者が問題を把握するより、親が相談してくれる関係性をつくることでこそ可能にな

り、母子保健法の子育て世代包括支援センター(法律上は母子健康支援センター)が目指す、「利用者目線に立った信頼関係の構築」がキーワードになっています。

また、虐待では親子の関係が変化する ことも念頭におかなくてはなりません。 ネグレクトと思って支援していたが身体 的虐待が起こっていたということがあり ます。ネグレクトで子どもが世話をして もらえない、親の関心が子どもに向かわ ないことの結果は、子どもが感情を出 さずにこもってしまうか、反対に外に向 かって言うことを聞かない等の行動に出 るか、です。後者では、親が腹を立てて 容易に身体的虐待が起こります。子ども の成長につれ、ネグレクトだけだったの が、身体的虐待も起こることは多いので す。これに支援するには、親が子どもに 困っている、やりにくさを感じているこ とに共感し、解決策を一緒に考えるとい う姿勢が重要です。ネグレクトは親子の 生活する時間にわたって起こることです が、身体的虐待はその時だけ起こります。

### 子ども虐待への支援

- ・傷を適切に判断できる知識は重要
- ・体に傷があることは、事故でも虐待でも親の SOS
- ・どんな親でも子を育てにくいことはある
- ・しかし、パートナーや周りの人間から認められ、ねぎらいを受けることで乗り越えていく
- ・だから、子育てで困っていることは隠さないでいいのだというメッセージは重要

ですので、子どもに起こったこと(傷) を見抜く力も重要です。

### 親のSOSに気づいて!

#### 虐待予防は信頼関係づくりから

誰でもが見つけやすい衣服に覆われていない部分への傷は、親の「気がついて欲しい」というSOSのことがあります。親が意図的にしたのではない、事故だと言っても、その事故は親が予防できないことだったのは確かです。ですから、「こんな傷ができるような事故は、お母さん大変だね。子どもが言うことを聞かなくてやんちゃしたのかしら」と、親の育児の大変さをねぎらい、子どもには申し訳

ないのですが「親にとって困ったことを する子ども」にして親子に接すると、支 援を受け入れてもらいやすいです。

自分の日々の生活に目を向けてみましょう。指摘されることがないくらい、規則正しい生活、バランスのとれた食生活をしていますか。職場の健診が近づくと、生活習慣をただそうとしていませんか。食べ過ぎを指摘され、指導に従うことができるのは、自尊心が満たされている人間です。多くの人は仕事が忙しいから、不規則だから、「やろうと思っているけどできないんだよね」と心の中では思い、「これから気をつけます」とその場を逃れることでしょう。子育ての問題

も同じ構造です。問題を指摘されても改善することは困難だからこそ、虐待が起こっていると言えます。

問題を探し出しアセスメントを行い、支援計画を立ててから支援することも、親子関係の問題によってはあり得ます。しかし、大多数の親子関係の問題では親の問題を指摘するのではなく、「この大変な子どもによくやっている親」という視点で関わると、問題を隠すのではなく自ら相談しを隠すのではなく自ら相談し

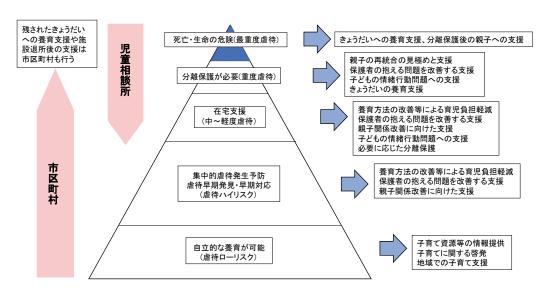


図1 虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割 H25厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」改正版より

てくれるようになることでしょう。虐待 予防は信頼関係づくりにかかっていると も言えます。

### 「子どもを虐待から守るために~自治 体と法医学の連携でできること~し

虐待は子どもの様子、親の子育て状況 などから総合的に判断しなくてはなりま せん。そのときに、せっかく傷を見るこ

えなかったということを少しでも少なく するのが、「子どもを虐待から守るため に~自治体と法医学の連携でできること ~」の活用です。本冊子は、令和元年度 厚牛労働省子ども・子育て支援推進調査 研究事業「児童虐待対応における法医学 との連携強化に関する研究」を本会議が

とができたのに、虐待によるものとは考 受託して作成しました。

#### 創傷から虐待を疑うポイント

把握されていなかったケガはないか 子どもの観察 いつもと振る舞いが違わないか 痛がったりしていないか (1)外傷の種類を判断する (2)生じた原因(どういうことがあって受傷したのか)を推定 (3)親などの説明する受傷原因を聞く 見がとりうる 親等の説明する行動を (4)説明からどのような創傷が生じるかを想定 ・合致しない 合理性がない 合致するかどうか 合理性があるか 真実を語れない都合がある ・虐待行為を認めている 合致しそう 虐待の可能性が非常に高い 事故として合致しそう 事故の可能性が高い

図2 「子どもを虐待から守るために~自治体と法医学の連携でできること~」P10より

全国の児童相談所215か所のうち148 か所(68.8%)から調査回答があり、う ち71か所(48.0%)が大学医学部法医 学教室と連携を取っていました。法医学 との連携により可能になったことは、「虐 待が疑われる養育者に客観的に説明し、 認めた | が63.4%と多く、ついで「職員 の資質向上に寄与」52.1%でした。近く に連携できる法医学教室がないといった 回答もありましたが、全国の大学医学部 法医学教室への調査では、回答のあった 43か所のうち32か所が子ども虐待に対応 していましたので、近くの大学医学部法 医学教室に相談することもいいでしょう。

法医学では、特に創傷のできた時期や 機序の判断が得意で、図2のように、子 どもの観察から親の説明との合理性から 虐待の可能性を判断しています。これに はもちろん、親や子どもの情報が必要で す。法医学者が虐待と診断するのではな く、社会的状況等も併せて総合的に判断 されますが材料が豊富になります。本冊 子には傷の見方も書いてあります。せっ かく見せてもらった子どもの創傷が見逃 されることをなくすために、本冊子は役 立ちます。本会議URLからダウンロード が可能です。

http://bosui.or.jp/pdf/2019児童虐待冊子.pdf





### 小児期から始めましょう!早め早めの歯周病対策

歯周病の現状

80歳で20本の歯を保つことを目標とした8020運動が30周年の節目を迎え、8020 達成者は50%を越えるようになりましたが、その一方で歯周病が増加傾向にあることが明らかになってきています。歯周病は40歳代から広く蔓延することから、従来、健康増進法の法的根拠に基づき、多くの自治体では40歳、50歳、60歳、70歳を対象にした歯周病検診が行われています。

歯周病は歯肉が健全な状態から、歯肉が 赤く腫れ、ちょっとした刺激で歯肉から出 血してくると歯肉炎となります。歯磨きが あまり上手でなく磨き残しが多く、歯垢が たまりやすい部位や歯並びの悪い部位など で発症しやすく、中高生ぐらいから増えて くるようです。

歯肉炎の状態をそのまま長期間にわたって放っておくと、歯と歯肉の間の溝がしだいに深くなり、その深さが4mmを超えると歯周ポケットと呼ばれるようになり、初期の歯周病と診断されるようになります。ところが、初期の歯周病では自覚症状を感じることはほとんどないため見逃されることが多いようです。

さらに歯周病が進行し、歯周ポケットの深さが増すに従い、歯肉の腫れを頻繁に繰り返すようになり、歯肉からの排膿がたびたび見られるようになります。さらに歯を支える歯槽骨が吸収し始め、歯の動揺が始まり、やがて歯がグラグラして咬めないといった自覚症状を感じるようになります。

で出てきて、はじめて歯科医院を訪れる患者さんも少の歯周病対策なくありません。こうした経過から、歯周病は、Silent sease (静かなる病気)とも呼ばれ、発症直

こうした自覚症状

がおおよそ40歳代

こつした経過から、圏周病は、Silent Disease (静かなる病気)とも呼ばれ、発症直後はほとんど自覚症状がなく深く静かに進行する疾患であり、歯周病検診ではじめて指摘されることも決して少なくありません。

#### 小児期から始める必要性とは

では、歯周病はどのライフステージで発症しているのでしようか?

右ページの2つのグラフは、平成28年度歯科疾患実態調査(厚生労働省が5年ごとに実施する全国調査)の概要から、若年層の歯周病の状況について歯肉出血を有する者、歯周ポケットを有する者で集計したものです。

10代後半、高校を卒業した年代になると歯肉出血が30.6%の人にみられ、浅い歯周ポケットを有する者も6.1%にのぼります。20歳代前半、就職活動を迎える年代になると歯肉出血が42.9%の人にみられ、浅い歯周ポケットを有する者も25.7%まで増えてきます。

20歳代後半から30歳代の働き盛りの世代になると、歯肉出血が37.2から43.2%の人にみられ、浅い歯周ポケットを有する者は30.2から33.7%、深い歯周ポケットを有する者は2.9から5.8%まで増えていますので、本格的な歯周病の治療や予防が必要となります。

このように、歯周病対策は中高年から始めたのではもはや手遅れなのです。10歳代の小児期から正しい歯科保健知識をしっかりと身につけ、一人ひとりが歯周病に対する予防行動を実践できるようにする必要性があるのです。

#### 家庭で実践できる対策

では、家庭で実践できる小児期からの歯周病対策は具体的にどうすれば良いのでしょうか?家庭で実践できる歯周病対策は、決して難しいものではありません。まずは、かかりつけ歯科医に相談し、お子さんのお口の状態に合わせたブラッシングの方法を学んでください。次は日々の実践になります。お子さんと一緒に手鏡を持って、歯肉の色調や形態を観察し、磨き残しの部位を確認し、磨き方を再確認してみてください。歯みがきは歯並びやかみ合わせの状態により個人ごとに異なり、歯並びに問題のある



参考:公益財団法人ライオン歯科衛生研究所ホームページ

歯周病の進行過程

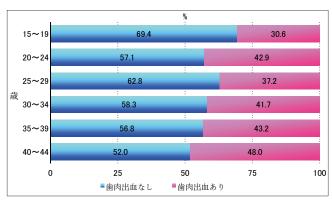


図1 歯肉出血を有する者の割合(年齢階級別)

場合には、特に注意が必要です。また、学校歯科検診後に、受診勧奨の文書をもらった際は、かかりつけ歯科医の診断、指導を受けるようにお願いいたします。お子さんが思春期に入ると、まず親の意見を素直に聞いてくれないことが多くなります。そんな時は、「歯磨きを疎かにすると口臭も強くなり、異性の友達に嫌われるよ。」などと促すと素直に応じてくれるかもしれません。

また、日本学校歯科医会のHPには、「歯肉の画像判定教材」というサイトがあり、小学生、中学生、高校生向けの歯肉の画像写真と解説から構成された教材となっています。

健全な歯肉、GO (要経過観察歯肉)、G (歯肉炎)の画像を確認しながら学習できるようになっていますので、ぜひ参考になさってください。



| 15~19 | 93.9 | 6.1 | 20~24 | 74.3 | 25.7 | 25~29 | 68.6 | 31.4 | 35~39 | 60.5 | 33.7 | 5.8 | 40~44 | 55.1 | 39.4 | 5.5 | 0 | 25 | 50 | 75 | 100 | ■歯周ボケット4mm未満 ■歯周ボケット4mm以上~6mm未満 ■歯周ボケット6mm以上

図2 歯肉ポケット保有者の割合(年齢階級別)

#### 歯科健診事業を積極的に利用

皆さんお住まいの地域の歯科医師会では、かかりつけ歯科医と学校歯科医がお互いに連携しながら、地域の歯科口腔保健対策をその地域の実情に合わせて進めています。6月の「歯と口の健康週間」や11月8日の「いい歯の日」に合わせて、様々な歯科口腔保健に関するイベントや歯科健診事業を展

開していますので、ぜひご家族皆さんで参加していただきたいと思います。

このように、小児期からの歯周病対策が 生涯にわたり、健全な歯肉を保つ秘訣にな るものと考えています。

公益社団法人 日本歯科医師会

常務理事 山本秀樹

## 8020 ひとくちメモ ~『食後の歯みがき』その後~

数年前、「食後にすぐ歯を磨いていけない。食後の歯の表面はむし歯原因菌の産生する酸により溶けやすくなっているから、食後30分間経過して、歯の表面の再石灰化が落ちついてから歯を磨きましょう。」という歯みがきの仕方がマスコミを通じて大きく報じられました。

「食後はすぐに歯を磨きましょう。」 と歯科関係者が長年にわたり、国民に 啓発してきた健康情報とは真逆の内容 であり、当時は大変な反響があり今で も時々質問を受けることがあります。

こうした「食後の歯みがき」報道に ついて、現在どのように考えられてい るのでしょうか? 日本小児歯科学会、日本歯科保存学会、日本口腔衛生学会、日本学校歯科医会などの学術団体から相次いで、「食後の歯みがきについて」の提言が発表されています。いずれの学会でも、食後の歯みがきについてはむし歯予防の見地からこれまで一般的に推奨されてきた通り、食後の早い時間内に行うことを推奨しています。

このように、近年は、TV、インターネット、SNSなど様々な情報ツールによる健康情報が溢れており、果たしてどの情報を信じればいいのか悩ましい限りです。正しい健康情報に触れるには、是非ともこうした学術団体の見解を参考にして欲しいと考えています。



## 令和3年度母子保健対策関係予算案の概要

**Q** 

(令和2年度予算) 28,998百万円 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 (令和3年度予算案(3次補正含む)) 58,792百万円(うち3次補正案41,742百万円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

#### 1 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

~地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進~

23,955百万円 → 12,105百万円

#### (1)子育て世代包括支援センターの設置促進等【一部新規】 4,788百万円 → 6,211百万円

- ①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等)を配置するための単価の拡充を図る。
  - ※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施。
- ②母子保健法の改正により法的に位置付けられた「産後ケア事業」について、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図り、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を進める。

その際、市町村間での共同実施の支援や施設整備に要する 費用を支援する等により、さらなる設置促進を図る。

- ※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策 施設整備交付金において補助。
- ③家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う 「産前・産後サポート事業」を推進するとともに、以下の拡充を行う。
  - ・育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援の実施に加え、多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等の支援の拡充。
  - ・妊娠・出産・子育てに悩む父親へのピアサポートや相談支援等を創設

(令和2年度予算)(令和3年度予算案)

産後ケア事業 1,134市町村 → 1,384市町村 産前・産後サポート事業 516市町村 → 516市町村

#### (2)生涯を通じた女性の健康支援事業

1,553百万円 → 1,524百万円

生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専

門相談センター事業」、「HTLV-1母子感染対策事業」、「若年妊婦等支援事業」を実施。

このうち、「健康教育事業」において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修を行う。

また、「女性健康支援センター事業」において、妊婦等への出生前検査(NIPT等)に係る相談支援体制の整備として、疑問や不安に対する相談支援の実施、子の出生後における生活のイメージを持っていただくために、障害福祉関係機関等との連携や、相談支援員の研修に係る補助を創設する。

#### (3) 不妊症・不育症への支援【新規】

1,830百万円(一部再掲)

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、保険適用までの間、 大幅な拡充を行うとともに、不妊症・不育症への総合的な支援 を行う。

- ・不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ・不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

#### (参考)【令和2年度3次補正予算案】

〇不妊治療への助成

36,956百万円

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充(現行1回15万円(初回のみ30万円)のところ、1回30万円とする)等を行う。

#### (4)産婦健康診査事業

1,826百万円 → 1,826百万円

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に

対する支援を実施する。

(令和2年度予算)(令和3年度予算案)

486,801件 産婦健康診査事業  $\rightarrow$ 486.801件

#### (5) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業【新規】

0百万円 → 99百万円

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦 健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなる ことから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診す る健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減 を図る。

#### (6)新生児聴覚検査の体制整備事業

436百万円 → 436百万円

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚 検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施 や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機 関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ 親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の 実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査 の推進体制を整備する。

#### (7)予防のための子どもの死亡検証体制整備【拡充・一部新規】 59百万円 → 127百万円

- ・予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)に ついて、制度化に向け、都道府県等における実施体制を検討 するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子 どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機 関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うため の費用の支援を実施する。
- ・令和3年度においては、国において、令和2年度から既に実 施している都道府県が収集したデータや提言を集約すること や、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実 施し、今後の制度化に向けた検討材料とする。

#### (8)子どもの心の診療ネットワーク事業

124百万円 → 123百万円

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等におけ る拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した 支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時 の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

#### (9)被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 34百万円 → 34百万円

平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨、令 和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被 炎した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体 制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を 行う。

#### (10)その他新型コロナウイルス感染症への対応

#### (参考)【令和2年度3次補正予算案】

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳 幼児への総合的な支援 4.629百万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え 困難な状況にある妊産婦への相談支援等や、健康診査を 受診しづらい状況にある幼児への支援を行う。

○産後ケア事業所における新型コロナウイルス対策支援事業 158百万円

産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス 感染症の感染拡大を防止することを目的とし、市区町村 が施設へ配布するマスクや消毒液等の一括購入や、施設 の消毒に必要となる経費等に対する補助を行う。

#### 2 未熟児養育医療等

3,643百万円 → 3,703百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等 を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医 療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

### 3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業)

765百万円 → 770百万円

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題 や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題 等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を 行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤 的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

#### 4 成育基本法に基づく取組の推進

20百万円 → 34百万円

令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの 「健やか親子21(第2次)」による母子保健分野の取組に加え、 医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取 組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全 体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

#### 5 旧優生保護法一時金の支給等

524百万円 → 386百万円

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受 付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続 き等に係る周知及び相談支援を行う。

#### 6 その他

91百万円 → 48百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対す る研修などを実施する。

## 「8020の里賞(ロッテ賞)」ご応募受付中 ~乳幼児期からの健康づくりの啓発に~

乳幼児期からの健康づくりの重要性の啓発と地域組織活動の育成支援を目的に、本会議が平成21年度より実施している『8020の里賞』に、あなたの市町村、団体の活動を応募してみませんか?

今年度は、コロナ禍での活動を強いられ 困難が生じていることも多いことでしょう。 そのような時だからこそ、新たな方法を模 索するチャンスでもあります。そのアイディ ア交換の場としても、ぜひ『8020の里賞』 をご活用ください。応募をお考えの方は、 要綱、応募用紙をお送りさせていただきま すので、下記までご連絡ください。 E-mail bosui@bosui.or.jp Tel 03-3267-0690 【対象となる活動】

歯科を含む乳幼児の健康づくりのための啓発活動: 手づくり教材の制作、寸劇、紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター等

#### 【審査基準】

(1)地域のニーズを汲みテーマを定め、より 多くの対象者に啓発することに努めていること。(2)行政、専門職、関係機関との連携



昨年度「健やか親子21全国大会」における展示

が密であり、今後の活動の発展が期待できること。(3)複合的な取り組み、または創意工夫があり、対象者の興味関心をひきつけることに努めており、その結果、行動変容に結び付けていること、など。

## あたたかい ことばがつなぐ こころのわ

令和3年度児童福祉週間の標語 が決まった(香川県・上村藍子さん 11歳の作品)。

児童福祉週間は、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、5月5日(水)~11日(火)までの1週間行われる(主唱:厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会)。

## 申込み受付中

### 妊娠中から知っておきたい 赤ちゃんとママのこと



毎年ご好評をいただいている、母子健康手帳交付時等に妊婦さんに手渡していただく冊子です。先輩ママたちが「こういうことを妊娠中に知っていたら、子育てが少し楽だったかも」という、妊娠期から子育て期の、知っているとなるほどと納得すること、悩みごとが出てきたときに、気持ちが少し楽になることを集めました。見本を同封していますので、ご希望の部数、お送り先等を所定の様式(Excel)に入力しメールにてご連絡ください。bosui@bosui.or.jp

## 編集帖

令和2年度本会議は、2つの調査研究事業を 厚生労働省より受諾し、実施中です。

1つは、「地域における『産前・サポート事業』 及び『産後ケア事業』の効果的な進め方」です。 令和元年12月に公布された母子保健法の改正に より、同事業の対象が出産後1年を超えないま でとなり、令和6年度末までにすべての市区町 村で実施することが努力義務とされました。本 調査研究では、これまで実施に至っていない自 治体には、どのような形、方法であれば実施で きるか、実施中の自治体には、対象者がより利 用しやすく、また関連の産前・産後サポート事業や子育て世代包括支援センター事業と連携させ効果的な事業にしていくか、好事例を示し、情報提供することとしています。

2つ目は、「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」で、厚労省が実施した調査の解析、事例集の作成を行っています。

両調査研究とも、コロナ禍のご多忙の中、ヒア リング調査等にご協力いただきました自治体の皆 さまに、改めて御礼申し上げます。調査研究結果 は、後日本会議サイトで公開予定です。 (Y) 発 行:公益社団法人 母子保健推進会議 発行人:原澤 勇 編集人:鑓溝和子

協 力:全国母子保健推進員等連絡協議会

東京都新宿区市谷田町 1-10 保健会館新館(〒 162-0843) TEL.03-3267-0690 FAX.03-3267-0630 E メール bosui@bosui.or.jp URL http://www.bosui.or.jp

年間購読料 2,640 円(税〒込み) 母子保健推進員等特別価格 年間購読料 1,320 円(税〒込み) 郵便振替口座 00120-9-612578

